

委託・指定管理・補助 対象団体シート(概要説明書) 別紙

(平成22年度分)

団体名	団体への支出根拠	費目	概要	金額
特定非営利活動法人 ユニバーサルデザイン同夢	随意契約	委託料	UDアドバイザーフォローアップ講座(伊賀)事業委託	30 千円
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約。(予定価格が一定金額以下のため競争入札によることを要しない) 事業者選定は、三重県少額物品・役務等調達基準(健康福祉部)第5条の規定による。(予定価格が5万円未満のため1者との任意契約が可能)			
つUDかるがも 齋藤美恵子	随意契約	委託料	UDアドバイザー養成講座事業委託	262 千円
	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。(契約の性質又は目的が競争入札に適しない) 事業者選定は、当該事業がUDアドバイザーを構成員に含むUD団体へ委託することを想定したものであり、受託希望のあった3団体のうち、活動地域のUDアドバイザー充足率、開催地の利便性等を勘案したことによる。			
UDほっとネット四日市 代表 伊藤順子	随意契約	委託料	UDアドバイザーフォローアップ講座(四日市)事業委託	30 千円
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約。(予定価格が一定金額以下のため競争入札によることを要しない) 事業者選定は、三重県少額物品・役務等調達基準(健康福祉部)第5条の規定による。(予定価格が5万円未満のため1者との任意契約が可能)			
社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	随意契約	委託料	UDアドバイザーフォローアップ講座募集案内(点字版)作成委託	3 千円
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約。(予定価格が一定金額以下のため競争入札によることを要しない) 事業者選定は、三重県少額物品・役務等調達基準(健康福祉部)第5条の規定による。(予定価格が5万円未満のため1者との任意契約が可能)			
社会福祉法人 日本介助犬協会	随意契約	委託料	UDのまちづくり賞表彰式イベント事業委託	27 千円
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約。(予定価格が一定金額以下のため競争入札によることを要しない) 事業者選定は、三重県少額物品・役務等調達基準(健康福祉部)第5条の規定による。(予定価格が5万円未満のため1者との任意契約が可能)			
(有)ミフジ印刷	随意契約	委託料	UDのまちづくり賞優秀作品ポスター画像化委託	13 千円
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約。(予定価格が一定金額以下のため競争入札によることを要しない) 事業者選定は、三重県少額物品・役務等調達基準(健康福祉部)第4条の規定による。(予定価格が5万円未満のため常時選定事業者のうち1者との任意契約が可能)			
			委託料 総額	365 千円

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

前文 障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者、高齢者等にとって暮らしやすいまちが、すべての人にとって暮らしやすいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせ、人間性豊かな社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりをいう。

(2) 障害者、高齢者等

障害者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等で日常生活又は社会生活において制限を受ける者をいう。

(3) 公共的施設

官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、文化施設、体育施設、宿泊施設、教育施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

(4) 特定施設

公共的施設のうち、特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。

(5) 公共車両等

一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で、規則で定めるものをいう。

(6) 公共工作物

案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものをいう。

(7) 施設等

公共的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。

(県の責務)

第三条 県は、市町との連携並びに事業者及び県民との協働の下に、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

第四条 削除

(事業者の責務)

第五条 事業者は、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して理解を深めるとともに、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が施設等を安全かつ快適に利用できるよう配慮するとともに、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

第二章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

(基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する政策を総合的に実施するものとする。

- (1) すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- (2) すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- (3) 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

(ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等)

第八条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を実施するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会)

第九条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員十五人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 全各号に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第三章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

(啓発及び情報の提供)

第十条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、必要な啓発及び情報の提供を行うものとする。

(教育の充実等)

第十一条 県は、県民の人権を尊重する意識を育成し、県民の障害者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実その他必要な施策を推進するものとする。

(ボランティア活動等の促進)

第十二条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、ボランティア活動を始めとする自由な社会貢献活動を促進するため、情報の提供、活動基盤の整備その他必要な施策を推進するものとする。

(安全な生活の確保)

第十三条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全に日常生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全の確保に関し必要な施策を推進するものとする。

(人材の養成等)

第十四条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人の社会参加を促進し、その自立した生活を支援するため、介助等の知識及び技能を有する者の養成、確保及び資質の向上を図るために必要な施策を推進するものとする。

(福祉用具等に関する研究開発等)

第十五条 県は、障害者、高齢者等の自立及び社会参加の促進並びに介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第三十八号)第二条に規定する福祉用具等に関する研究及び開発を促進し、並びにこれらの成果の普及を図るものとする。

(情報の利用等)

第十六条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が円滑に情報を利用し、及びその意志を表示して社会参加できるよう情報伝達手段の充実に必要な施策を推進するものとする。

第四章 公共的施設等の整備

第一節 公共的施設の整備

(整備基準)

第十七条 知事は、公共的施設の整備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

- 2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公共的施設の区分に応じて規則を定める。

(整備基準の遵守)

第十八条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該公共的施設（当該新築等に係る部分に限る。）について整備基準を遵守しなければならない。ただし、規模、構造、地形若しくは敷地の状況その他やむを得ない事由により、整備基準を遵守することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

- 2 公共的施設を所有し、又は管理する者（以下「公共的施設の所有者等」という。）は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

(適合証の交付)

第十九条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

- 2 知事は、前項の規定による請求があつた場合において、当該公共的施設が、整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により適合証を交付した場合において、当該交付に係る公共的施設が、整備基準に適合している旨を公表することができる。

(維持保全)

第二十条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

第二節 特定施設の整備

(事前協議)

第二十一条 特定施設の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。ただし、高齢者、諸害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十七条第一項の規定により計画の認定を申請したときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(工事完了の届出)

第二十二条 前条第一項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(完了検査)

第二十三条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

(勧告)

第二十四条 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第二十一条第一項の規定による協議を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第二十一条第一項の規定による競技をした者が当該協議の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該協議の内容に従った工事を行うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、第二十一条第一項の規定による指導及び助言を受けた者が正当な理由なく当該指導及び助言に従わなかったときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

第二十五条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第二十六条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入調査又は質問する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第三節 公共車両等の整備等

(公共車両等の整備)

第二十七条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

(公共工作物の整備)

第二十八条 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

(住宅の整備)

第二十九条 県民は、その所有する住宅について、将来にわたって安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。

- 2 住宅を供給する事業者は、当該事業を実施するに当たっては、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

第五章 雑則

(国等に関する特例)

第三十条 国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)については、第二十一条から第二十六条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項ただし書の規定による通知があったときは、国等に対し、整備基準への適合等について必要な措置を講じるよう要請することができる。

(委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成十二年七月十三日三重県条例第六十五号)
この条例は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附則 (平成十五年三月十七日三重県条例第九号)
この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号)
この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附則 (平成十九年三月二十日三重県条例第十七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第一項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

2 三重県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二十五号の項及び第二十六号の項中「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。